

和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を行う生産者に対して、奨励金を交付する。

○ 事業の内容

交付対象者	当協会と生産者補給金交付契約を締結している者で、産地基盤強化に資する取組メニューのうち1つ以上行う和子牛生産者																
	<table><tr><td></td><td colspan="2">取組メニュー</td></tr><tr><td>①</td><td colspan="2">地域内の自給飼料の生産・利用</td></tr><tr><td>②</td><td colspan="2">早期出荷に向けた地域内一貫生産</td></tr><tr><td>③</td><td colspan="2">需給に応じた生産</td></tr></table>				取組メニュー		①	地域内の自給飼料の生産・利用		②	早期出荷に向けた地域内一貫生産		③	需給に応じた生産			
	取組メニュー																
①	地域内の自給飼料の生産・利用																
②	早期出荷に向けた地域内一貫生産																
③	需給に応じた生産																
交付対象子牛	生産者補給金交付契約に係る和子牛 (黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種)																
平均価格の算出方法	ブロック別の指定市場における取引価格の平均価格を算出																
	<table><tr><td>品種区分</td><td>ブロック</td><td>算出の期間</td></tr><tr><td>黒毛和種</td><td>「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロック</td><td>四半期毎</td></tr><tr><td>褐毛和種</td><td>全国1ブロック</td><td>四半期毎</td></tr><tr><td>その他の肉専用種</td><td>全国1ブロック</td><td>年度</td></tr></table>			品種区分	ブロック	算出の期間	黒毛和種	「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロック	四半期毎	褐毛和種	全国1ブロック	四半期毎	その他の肉専用種	全国1ブロック	年度		
品種区分	ブロック	算出の期間															
黒毛和種	「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロック	四半期毎															
褐毛和種	全国1ブロック	四半期毎															
その他の肉専用種	全国1ブロック	年度															
奨励金の交付	肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合に、産地基盤強化に資する取組を行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金を交付																
	<table><tr><td rowspan="2">品種区分</td><td rowspan="2">発動基準 (税込)</td><td colspan="2">発動額</td></tr><tr><td>離島以外</td><td>離島※</td></tr><tr><td>黒毛和種</td><td>61万円</td><td rowspan="3">1万円/頭</td><td rowspan="3">5万円/頭</td></tr><tr><td>褐毛和種</td><td>56万円</td></tr><tr><td>その他の肉専用種</td><td>36万円</td></tr></table>			品種区分	発動基準 (税込)	発動額		離島以外	離島※	黒毛和種	61万円	1万円/頭	5万円/頭	褐毛和種	56万円	その他の肉専用種	36万円
品種区分	発動基準 (税込)	発動額															
		離島以外	離島※														
黒毛和種	61万円	1万円/頭	5万円/頭														
褐毛和種	56万円																
その他の肉専用種	36万円																
	※:「離島」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域																
実施期間	令和7年4月から令和8年3月まで																